

適マーク制度の変遷と

今後の課題

牧野 恒一

はじめに

適マーク制度が始まって、今年で14年になる。当初は今一つ知名度のなかった「適マーク」も、今や「屋方船の適マーク」とか「飲食店の適マーク」などのように「役所のお墨付き」の代名詞のように使われるまでになっており、「適マーク」という言葉が消防から始まったということすら知らない人もいられるほど一般的に使われる言葉になってしまった。消防が始めた制度でこれほど一般化したものはおそらく「119番」以来のことであり、当初から適マークに関わった方々にとって

は感慨深いものがあるに違いない。

一方で、先般の福島県飯坂温泉の旅館火災にも見られるように、制度の成熟に伴って、運用に問題が生じてきているのではないかと、との指摘もある。

本稿では、適マーク制度のそもそもの成立から、それ以後の変遷を振り返ってみるとともに、そこに散見する問題点を整理して、今後のあり方を検証してみることとしたい。

1 川治プリンスホテル

火災後の議論

適マーク制度が昭和55年11月20日の栃木県川治プリンスホテルの火災（45名死亡）をきっかけに創設された、ということとはご存知の方も多いだろう。

川治プリンスホテルは、鉄骨造一部木造の典型的な温泉ホテルであったが、建築構造面、消防用設備等の面、防火管理等の面で法律に違反していることが消防機関の査察等によって指摘されており、たび重なる改善指導を受けているものであった。

火災後、このような違反の事実が明らかになるに従って、国会、マスコミ等により、以下のような事項が指摘された。

- ① 消防機関は違反事実を把握しているのだから、速やかにその是正を行うべきである。
- ② 消防機関は、違反是正のためには、

措置命令はもちろんのこと施設の使用停止命令などの強力な法的措置を、躊躇することなく講じるべきである。

③ 違反是正は、消防部局と建築関係部局とが相互に連絡を取り合い、協力して行うべきである。

④ 利用者が危険な旅館・ホテルに宿泊しなくても済むよう、消防機関は把握している違反事実を公表すべきである。

①は当然のことであるし、そのための方法論として②や③もまた当然のことではあるのだが、各地の消防行政の実態は、一部の大都市消防を除いてはなかなか理屈どおりにいかない、というのが本音のところであった。

なぜ、理屈上も法律上も世間の常識からしても「当然」とされる「違反是正」が、そんなに難しかった（過去形で言えることかどうかについては、別の機会に検証してみたい）のだろうか。当時、違反是正が理屈どおりにいかなかった理由を整理すると次のとおりである。

a 消防機関が違反事実を把握した場合には、できるだけ「改善指導」によって是正措置を行うべきであり、法的措置によるのは最後の手段とすべきである、という消防庁の見解があったこと。

b 措置命令、使用停止命令を行った場合には後々訴訟にまで至る可能性が高いことを考えると、後で揚げ足

を取られないよう、法的な手続きを一つ一つきちんと押さえながら「命令」にまで手続きを積み上げていかなければならないのだが、多くの消防機関では、その具体的な方法がわからなかったこと。

c 多くの消防機関には訴訟の専門家がいないため、いざ訴訟となった時に勝てるかどうかの判断がつかず、その結果なかなか「命令」に踏み切ることが出来なかったこと。

特に、相手が確信犯で悪質であればあるほど「命令」を躊躇しがちになったこと。

d 小規模な自治体の場合には、様々ながらみがあって「違反即命令」といき難い場合があったこと。

消防機関が違反事実を把握した場合、表向きはaの消防庁の見解を理由に（本当はbやdの理由が複合している場合も多いのだが）改善指導を繰り返すことになる。

使用停止命令等の法的措置を背景に制服の消防職員から繰り返される「改善指導」は、普通の市民にとっては相当の威圧感があるためそれなりに有効で、改善指導によりすぐ違反是正がなされる場合も多く、改善資金の都合がつかないなどやむを得ない事情がある場合でも、何年かするうちに、改修、模様替え等の機会が来てついでに改善されるものも少なくなかった。その意味では、aの「出来るだけ改善指導で」

という消防庁の見解は、現実を踏まえた妥当なものであったという評価も出来るかも知れない。

しかし、消防法や建築基準法に違反していることが大きな理由となって多数の犠牲者が出てしまった川治プリンスホテルの火災の後では、そのような手法は「百年河清をまつ」いかにものんびりした手法に見えたため、消防庁や消防機関は国会やマスコミから「そんななまぬるい手法が45人もの犠牲者を生んだのだ」との集中砲火を浴びることになってしまった。

確かに、改善指導を繰り返すだけでは、悪質な違反ほど是正されずに残ることになるし、改善される場合も時間がかかると、人命を守るためにもつと早く使用停止命令を含む断固たる措置をとるべきである、という正論に抗することは難しかったが、bやdの問題点を克服しないまま「違反即命令」という是正体系をとるべきである」としても、結局画餅に帰する可能性が高かったため、法的措置による違反是正の推進方策は検討課題として残されることとなった。

2 表示・公表制度の発足

法的措置による違反是正の検討と並行して行われたのが、1の④の「違反対象物の公表」についての検討である。世論の論調は、「違反対象物につい

ては全て公表すべし」というものであったが、小さな違反は大抵の対象物に多かれ少なかれ存在するので、少しでも違反があれば全て公表すると言うのであれば、結局全ての対象物の名前をあげることになって、公表した意味がなくなってしまう。重大な違反があるもののみ公表することについては「重大違反対象物」として公表されること、社会的に大きな制裁の意味を持つていることを考慮すると、「重大な違反」を定義することは難しいと考えられた。そのような「違反対象物の公表」の方法や是非に関する論議の過程で出てきたのが、「違反していない対象物の公表」という方法である。

「違反対象物を公表すべし」というマスコミ等の論調の表向きの理由は、消防機関が査察等によって違反事実を把握しているのなら、火災が発生したときに人命危険の高い対象物もわかっているはずで、そのような情報は公開して一般の利便に供されるべきだ、というものであった（違反対象物の公表を迫るマスコミの本当の意図は、公表された対象物をさらしものにした、というものだと考えられ、それが消防機関が公表を渋る本当の理由でもあったのだが）。もし、防火対象物の利用者に対する防火安全性についての情報公開が目的であれば、消防法に違反していない対象物に特定のマークを交付して人目につくところに掲示することを認

める、ということでも目的は達成されるはずだ、というのが、この方法の眼目であった。

しかし、この方法は一度失敗していた。昭和47年11月に発足したいわゆる「良マーク」制度である。この制度は、適合しなければならぬとする基準の整理が十分でなかったことと、昭和49年の消防法の大改正で「良マーク」を交付される対象物が一時的に極めて少なくなってしまうことなどのため、大部分の消防本部では既に実施が取りやめられていたのである。

一度失敗した制度を蒸し返すということもあって、特に消防機関の間で、表示制度には反対である、との声が強

かった。その理由を整理すると次のとおりである。

① 単に「消防法に適合している」と言っても、現実の防火対象物の実態は様々であるため、○×の形では判断しにくい。

② 「良マーク」という名前は、消防法に適合している、というイメージよりも、「良い」「安全な」施設であるというお墨付きを消防機関が与えたように世間に受け取られる。

③ 消防用設備等の設置が消防法に完全適合しているも、防火管理体制が不備であったり建築構造が不完全であれば、火災が発生したとき多数

の死者が出る可能性が残される。

④ 消防機関が安全のお墨付きを与えたように思われている防火対象物で火災が発生して多数の死者が出た場合に、消防機関は社会的に糾弾される。

このような指摘に対して、

① 消防法への適合性を判定する項目を、防火管理体制の適否を含めて、人命に直結すると思われる21項目に限定するとともに、○×の形で判定しやすくするよう判定基準を明確にする。

② 建築基準法の基準のうち、「主要構造部の構造不適がないこと」「堅穴区画の設置」「適正な避難階段等の設置」の3項目を適マークの判定項目として取り込む。

③ 24の判定項目のすべてに適合している場合に「適合」と判定するなど、判定方法を単純明快にする。

④ マークの図柄を「適」の字を中心に据えたマーク（適マーク）とし、「一定の基準に適合している」というイメージを強く出す（必ずしも「良い」「安全な」施設であるとはならないように注意する）。

などの改善が加えられ、昭和56年5月「防火基準適合表示要綱」としてまとめられて、いわゆる「適マーク」制度として発足することとなった。

このとき同時に、並行して検討されてきた違反対象物の公表についても

「消防法違反公表要綱」としてまとめられ、要綱が「表示、公表制度」としてセットで運用されることとなったが、公表制度については社会的に物議をかもし可能性もあるため、実際に違反対象物がこの制度に基づいて公表されることはほとんどないまま現在に至っている。

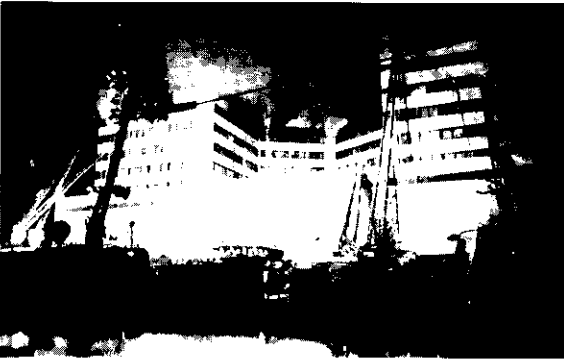
3 適マーク制度をめぐる制度発足当初の諸問題

(1) 法制化問題

適マーク制度は、制御された情報公開制度とでも言うべきものであるが、公務員の知り得た秘密を公表することになるのではないか、という疑問があり、またその社会的影響が大きいことなどもあり、当初から、その制度化には立法措置が必要ではないか、という議論がなされた。消防機関の間でもそのような意見が少なくなかったが、結局「消防庁次長通知」という形で制度化されて現在に至っている。法制化しようとする、現在のような比較的弾力的な制度のままでは難しいと考えられたこと、法律としての体裁を整えたり、関係省庁との調整を行うなどの作業に時間がかかると、このような一種の規制強化を行うにはタイミングを逸する可能性があったことなどが、法制化によらずに制度化が図られた理由であると聞いている。



川治プリンスホテル火災 (55.11.20)



ホテル・ニュージャパン火災 (57.11.20)
2. 8

今でも、「機会があれば法制化を図る方がよい」という識者の声も聞くところであり、「適マーク制度の法制化」は課題の一つではあるだろう。

(2) 堅穴区画の取扱

ビル火災で多数の死者が発生する大きな原因の一つが、階段、パイプシャフト等のいわゆる「堅穴」部分に区画がなされていないために、その部分を介して煙や熱気が急激に上昇し、上階の人が逃げ遅れることであることは、現代防火理論の常識である。適マークの判定項目にこの項目が取り上げられたのはそのためであるが、温泉地等の古い旅館、ホテル等については、現行の建築基準法で求められている「堅穴への煙の侵入防止と上階への延焼防止」性能のある堅穴区画が設けられていないものが少なくなかった。

適マークの判定基準では、当初から、昭和44年改正の建築基準法施行令の規定、即ち「上階への延焼防止性能は必要だが、堅穴への煙の侵入防止性能は必ずしも必要でない」という規定に適合していればよいとされていた。また、とりあえず避難に必要な最低限の時間だけは煙の侵入を防ぐ程度の性能の区画（建設省の「建築物防災対策要綱」に定める「堅穴対策」でも判定基準に適合しているものとして取り扱うこととされている。

これは、「堅穴区画」の全くない対象物は火災になった場合の人命危険が

高過ぎるので適マークを交付するわけにはいかないが、簡単な対策でもよいから避難に有効なならんかの堅穴対策がなされれば「基準に適合している」として適マークを交付出来るようにすることに、少しでも堅穴部分の改善が進むようなインセンティブを与えたものと考えられる。

先般の飯坂温泉「若喜旅館」の火災で指摘された「堅穴区画の全くない旅館への適マークの交付」の問題は、適マーク制度発足当初から、最大の課題の一つとして慎重に検討されていた問題なのである。

(3) 木造三階建て旅館の取扱

三階建ての旅館・ホテルは、昭和44年の建築基準法の規定でも「木造としてはならない」とこととされていたから、古い既存不適格の木造三階建て旅館は、判定基準のうち「建築構造」の項目に適合せず、適マークを交付する対象とはならないはずである。

しかしながら、消防庁では、適マーク制度の運用開始後、都道府県からの問い合わせに答える形で二度にわたって通知を出し、避難対策等の一定の人命安全対策を講じたものについては、木造三階建てであっても適マークを交付して差し支えないとの見解を示している。

一般に木造三階建て旅館の火災危険性は高いのは当然であるが、規模的には知れたものであり、高さも所詮三階

までであるから、避難誘導などが迅速に行われ、避難梯子等の最終避難路も確保されていれば、堅穴区画のない中層ホテルや、建て増しを繰り返した混合構造の7・8階建てのホテルで防火区画がよい加減なものなどに比べると、むしろ人命安全を図り易いという考え方も成り立つ。

木造三階建ての旅館に対する消防庁の見解は、歴史と伝統のある名門木造旅館が消えてしまう、などという悲鳴に添えたもの、と取られがちである。確かにそのような面もあるであろうが、それよりもむしろ、(2)と同様に、簡単には建て替えられない木造三階建て旅館に適マーク取得の路を開くことにより、旅館・ホテル全体の安全対策の底上げを図ったものという面が大きいものと考えられる。

4 ホテルヨーロッパの火災の影響

(1) 適マーク制度の急速な普及

川治プリンスホテル火災直後には、マスコミが毎日のように「違反対象物に関する情報の公開」を迫るキャンペーンを張っていたのだが、表示・公表制度が創設された昭和56年5月頃にはすっかり興味が失われていた。そのためか、適マーク制度創設後の消防機関の立ち上がりも極めてにぶいもので、これでは「良マーク」制度の二の舞か、

という説も出るほどだったが、制度が発足して間もない昭和57年2月8日、東京の一流ホテル（とされていた）「ホテル・ニュージャパン」で33人が死亡する大惨事が発生し、このホテルに適マークが交付されていなかったことが、適マーク制度の信頼性と知名度を一気に高めることとなった。

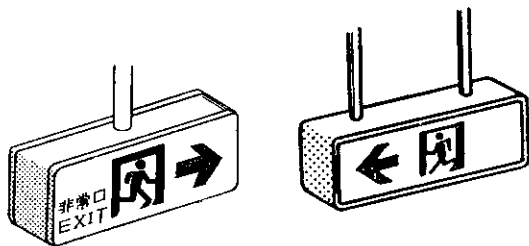
特に適マークの存在感を高めたのは、ホテル・ニュージャパン火災の後、旅行業者の団体等が適マークが交付されていない旅館・ホテルには客を斡旋しないことを申し合わせたことであった。この申し合わせの効き目は抜群で、旅館・ホテル等は争って適マークの取得に走り、まだ適マーク制度を実施していなかった消防本部には、早急に制度化を図るよう、逆に要請が来る始末であった。また、本来適マーク制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満の旅館・ホテルについては、日本観光旅館連盟等の旅館団体が「適マーク制度対象外施設」というステッカーを出すなどの騒ぎとなった。

このような適マーク取得ブームの結果、ホテル・ニュージャパン火災直後の昭和57年3月末には42・7%であった適マークの交付率は、わずか9カ月後の同年12月末には71・3%に急上昇しており、この間にいかに急速に改善が進んだかがうかがわれる。

(2) 違反是正体制の整備

一方、ホテル・ニュージャパンは、

スプリンクラー設備の未設置などの消防法違反や内装制限違反等の建築基準法違反の建築物であった。このため、このホテルの経営者がマスコミを賑わす特異な人物であったこともあって、世論の論調は「このような悪質な違反対象物に何故使用停止命令がなされなかったのか」と、またも消防部局の法的措置がなまぬい、との議論を蒸し返すこととなった。東京消防庁は、ホテル・ニュージャパンに対しては、スプリンクラー設備の設置について、既に消防法17条の4に基づく措置命令を行っており、法的措置はきちんと取られていたのであるが、それでもなお「法的措置の徹底」は、国会でも繰り返した



誘導灯は、前後左右を間違えず避難誘導するための大切な消防用設備である。



蔵王温泉ホテル火災 (58. 2. 21)

取り上げられたため、消防庁は何らかの対応を迫られることとなった。こうして消防庁では、全国の消防機関に対し、悪質な違反対象物の速やかな是正を図るため、命令を含む強力な法的措置を速やかに取るよう求めるとともに(昭和57年4月8日消防予第70号消防庁次長通知)、違反是正を速やかに行えるようにするため、全国の消防機関が法的措置を躊躇なく取れるような体制整備を図っていくこととなった。川治プリンスホテルの火災後に検討された「消防機関が法的措置を取ることに難しい理由(1のb、18ページ)参照)のうち、まずbの「命令に至る手続きの明確化」については、全

国消防長会法制部会の検討や、消防庁と法務省との検討などを経て、消防機関が違反是正を行うための具体的な手続きや留意事項が消防機関向けのマニュアルとしてまとめられ、特定違反対象物の一掃の徹底(後述)とともに昭和59年7月、消防庁から通知された。また、cの「訴訟の専門家の不在」については、悪質な違反対象物が存在する場合に消防機関が躊躇なく法的措置が取れるよう、消防機関の相談相手として、昭和58年に、消防庁に「違反処理指導官」が設置された。

以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置であるもの
このような違反処理体制の整備の成果もあり、特定違反対象物は、昭和58年の1296対象から着実に減少し、平成5年3月にわずかに144対象物を残すのみとなっている。

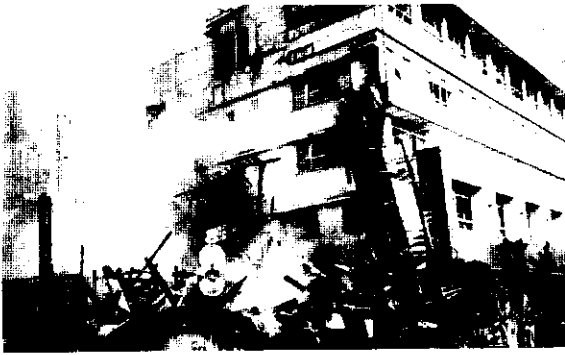
5 適マーク制度の改正の経緯

(1) 適マーク対象の拡大

適マーク制度の対象となる施設は、制度的には「三階建て以上の特定防火対象物で防火管理義務のあるもの」とされているが、実施については各消防本部がその実態に応じて対象を定めることとされており、制度発足当初は、当面まず旅館・ホテルについて全国的に実施することとされていた。しかし、ホテル・ニュージャパンの火災後の適マーク制度の急速な普及状況に鑑み、消防庁では昭和58年3月、全国一斉実施対象として劇場、公会堂等や百貨店等も対象とすることとして通知した。全国一斉実施対象の拡大は、それ以後は行われていない。

(2) 防火管理体制指導マニュアルの導入
ホテル・ニュージャパンの火災の後もしばらくの間、多数の死者の発生を伴う旅館・ホテル火災が繰り返された。

* 特定違反対象物……延面積1500



熱川温泉大東館火災 (61. 2. 11)

適マークを取得している旅館・ホテル等の火災で初めて死者が出たのは、昭和57年11月の富山県「庄川温泉観光ホテル」の火災(死者2名)であるが、この火災の被害者は避難誘導を行おうとした経営者等であり、宿泊客に犠牲者が出なかったため社会的には大きな反響を呼ばなかった。

適マーク取得ホテルの火災で多数の死者が発生したため適マーク制度の信頼性を大きく揺さぶり、社会的に大きな問題となったのは、昭和58年2月に発生した山形県「蔵王観光ホテル」の火災(死者11名)であった。この火災の場合、その翌日に死者こそ出なかったが群馬県「万座温泉ホテル」の火

災が発生したため、よけいインパクトが強くなった。

その後、昭和61年2月に静岡県「大東館」火災(24名死亡)、同年4月に同じく静岡県「菊水館」火災(3名死亡)が相次いで発生して、旅館・ホテル火災の安全対策のあり方がそのたびに議論された。

これらの火災で提起された問題は様々であったが、ほぼ共通していたのは、

- ① 旅館・ホテルの夜間の防火管理体制は一般に手薄であり、火災が発生した場合に十分な対応が取れないのではないか。
- ② 防火安全上問題のある既存不適格建築物の取扱いをどうするか。
- ③ 非火災報の多発に伴う自動火災報知設備のベルの停止をどう防ぐか。

このうち、①と②の問題に対する答の切り札として、昭和62年8月に消防庁から出されたのが「防火管理体制指導マニュアル」である。

このマニュアルの基本的な考え方は、



適継統章を五枚貼付する場合

- ① 火災が発生した場合に、旅館・ホテル等の関係者は、火や煙が拡大する前に宿泊客を安全に避難させることが出来なければならない。
- ② 火や煙が拡大する速さは、建物の内装や防火区画の状況、初期消火の状況等によって異なる。

一方、宿泊客が避難する速さは、火災発見の早さや初期の対応状況、避難路の整備状況、避難誘導の状況等によって異なる。

- ④ 旅館・ホテル等の関係者が①の命題に 대응することが出来るかどうか確かめるため、建物の内装や防火区画の実態、初期消火の状況等から定める一定の限界時間内に宿泊客を安全に避難させることが出来るかどうかを、当該旅館・ホテルの実際の夜間体制で検証する。
- ⑤ 旅館・ホテルの関係者は、限界時間内に宿泊客を避難させることが出来るならば、火や煙が拡大する速さを遅くすることも、宿泊客が避難する速さを速くすることも、どちらでも良いし、そのための手段はハード面の対策でもソフト面の対策でも良いが、いずれにしろ、①の命題には応えることが出来るように改善しなければならない。

というものであり、限界時間の設定の仕方から検証の具体的方法、改善指導のメニューまでが、まさに「マニュアル」として示されている。

建築構造や防火区画等が既存不適格である建築物に対して、消防機関が防火管理体制の指導の一環として改善指導を行えることも、このマニュアルのメリットの一つである。

消防庁では全国の消防機関に、このマニュアルに基づく指導を推進するとともに、遅くとも5年以内にこのマニュアルに基づく検証に合格することを適マーク交付の条件とするよう求めたが、

- ① 考え方が合理的で説得力があること
- ② 目標値が具体的にわかりやすいこと
- ③ 検証方法が実際的で明快であること

④ 改善メニューが多様であり、改善方法の選択が旅館・ホテルの関係者に委ねられていること

などから、消防機関、旅館・ホテル等の関係者双方から好評で、比較的順調に推進されているようである。

なお、非火災報対策については、適マーク制度とは別に、ハード面での検討が行われ、適材適所の感知器の設置、アナログ式感知器や光電式感知器の開発、音声警報の導入など様々な対策が実施されてきたが、なかなか完全に克服するには至っていない。

(3) 適継統章の導入

平成2年3月に発生した兵庫県尼崎市のスーパ「長崎屋」の火災(15名



長崎屋尼ヶ崎店火災 (2, 3, 18)

死亡)は、スプリンクラー設備の設置対象の拡大(延面積6000㎡以上、3000㎡以上)等の結果をもたらしたが、適マーク制度についても、「適継続章」という新たな対策の導入をもたらした(平成2年8月)。

「長崎屋」の火災の際に大きな問題となった事項の一つが、「階段部分に商品等が置かれていて防火戸が閉鎖されなかった」ということである。デパート・スーパー等の大型店舗の場合、建築基準法で床面積に応じて階段幅を確保するよう義務づけられているため階段部分の面積が多くなり、階段は客に使わせない隠れた階段がどうしても多くなる。

大型店舗ではこの部分に商品が置かれることが多いが、防火戸の閉鎖障害や延焼経路となる恐れがあることなどから消防機関の査察でも重点的にチェックする項目となっており、適マークの判定項目にも取り入れられていた。しかし、消防機関の査察の際には取り片づけられても、しばらくすると再び商品が置かれてしまうことが多く、このような「いたちごっこ」を繰り返す対象物に適マークを交付している(長崎屋も適マークの交付を受けていた)のでは適マークの信頼性に支障が出るというのが当時の問題意識であった。同じような繰り返し違反の問題は、旅館・ホテルの場合の「自動火災報知設備のベル停止」の問題でも以前から指摘されていた(5(2)参照)。

このような、繰り返し違反を防ぐための方法として考えられたのが、避難施設等についての「自主チェック体制の整備」を適マークの判定項目に加えること、「適継続章」の制度である。「階段への商品の放置」のように一回の立ち入り検査では判断が難しい場合には、「抜き打ち」で再度立ち入り検査を行って適否を判断することとする。とともに、その際に違反が確認されれば適マークを返還させるとされた。その一方、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる対象物については、今までの適マークの下に、適マークの交付が継続している(一時

返還させられていない)年数に依りて「適継続章」を最高5枚(10年以上継続して適マークを交付されている場合)まで貼布することとなった(22ページの図参照)。

同じ「適マーク」でも、適継続章の枚数によってそのレベルに差をつけることにより、繰り返し違反をなくすイセンティブにしようというわけである。

6 適マーク制度の課題

(1)飯取温泉「若喜旅館」の火災の教訓
平成6年12月には、福島県飯取温泉の適マーク交付旅館「若喜旅館」で火災が発生し、5名が死亡する惨事となった。消防庁では、火災直後に「旅館・ホテル等における防火安全対策検討委員会」を設置して、旅館・ホテル等の防火安全対策の充実方策について検討を行い、同委員会の報告を受けて、平成7年3月に消防庁予防課長名で防火安全対策についての指導事項が定められた。

この通知で適マーク制度については、「……、建築基準法違反の建築物又は不適格建築物として防火安全上の事項について特定行政庁より改善指導が行われている建築物に対して、表示マークが交付されている事例も一部に見られることから、建築基準法の違反等の状況把握について特定行政庁と連携を

密にすることにより、適マーク制度の適正な運用に努められたい」とされており、若喜旅館の実態に鑑み、適マーク制度の運用の一層の強化が指小されている。

この指小自体は取り立てて反対すべき内容ではないが、ややきらいごとの表現で済ませ過ぎていると考える。

飯取温泉「若喜旅館」の火災の提起する最大の問題は、所轄の消防機関が勝手に、現行26の判定項目のうちから建築構造等に関する項目を除いて判定し、適マークを交付していたことにあるのであって、そのことをきちとんと言わないと、今回の通知のような表現では十分理解出来ない人も多いのではなかろうか。

適マーク制度は法律によらない制度であり、消防機関がそれぞれの責任で行うものであるから、判定項目も消防庁が示したものと異なるものでよいではないか、と云う議論もあるかも知れない。確かに形式論理ではそのとおりかも知れないが、それは適マークに対する国民の信頼が得られないのである。全国的には26項目の判定基準に全て適合していることが適マーク交付の条件とされているので、適マークが交付されている旅館に泊まった人は当然26項目の判定基準にすべて適合しているはずだと考えるのに、実は○○市だけは23項目にしか適合していません、という適マークを交付しています、というの

表1 適マーク交付率の推移

交付対象	H6.3.31の 交付率	制度発足後5年目の 交付率
(一)項イ(劇場等)	67.2%	54.3% (S63.3.31)
(一)項ロ(公会堂等)	69.4	60.4 (")
(四)項(百貨店等)	58.5	52.8 (")
(五)項イ(ホテル等)	82.0	81.2 (S61.3.31)

では、国民をだましているようなものである。
このように適当に判定項目を減らし、適マークを交付している実態がかなりあるのであれば、至急是正を図らなければならぬ。そうしないと、国民の適マークに対する信頼を失うことになると思う。今のような任意の制度ではそのような事態が避けられないと言っているのであれば、法制化についても早急に考える必要があるのではあるまいか。(2)適マーク制度の意義と限界

一種の情報公開制度として始められた適マーク制度も、社会的に大きな力を持つようになると違反是正の有効な手段となってきた。適マーク制度を、情報公開のための制度というより違反是正のための制度と認識している消防関係者も少なくないのではなからうか。事実上適マークがそのような力を持つてきたということは結構なことであるが、そもそも情報公開のための制度であるから限界もある。適マーク制度が違反是正の力を持つているのは、適マークを欲しがらる関係者の間だけだからである。

それを端的に示しているのが適マークの交付率である。(表1参照)
この表を見ると、次のようなことがわかる。

- ① (五)項イの交付率が最も高く80%を超えていること
 - ② (五)項イの交付率は制度発足後5年目には81・7%となっているが、既に頭打ちであること
 - ③ (四)項の交付率が最も低く、未だに60%を超えないこと
 - ④ (一)項イと(一)項ロでは(一)項ロの方が交付率がやや高いが、いずれにしてもまだ70%を超えないこと
- このような交付率の違いは、そのまま「適マークを欲しがらる対象物の率」と一致していると考えられる。

旅行業者の団体が「適マークのない旅館・ホテルには客を斡旋しない」と

申し合わせた(五)項イでは急速に交付率が上がったが、同じ(五)項イでもラブホテルや簡易宿泊所などについてはその申し合わせの効果がないため、適マーク取得のインセンティブが働かず、そのため交付が進んでいない。そのような(五)項イの数が2割弱ある、ということであろう。

同じように(四)項では、適マークの交付を受けていないことがタメージとなるような有名デパートやスーパーには既に適マークはほぼ交付済みであり、未交付の4割については適マークの右無が商売に関係のない店舗(安売り店等)が多いものと考えられる。

(一)項についても同様のことが言える。うであるから、今後適マークの交付率が急激に延びることは期待できないと考えられる。現在適マークの交付を受けていない対象物の違反是正は適マーク以外の方法、例えば法的措置や公表制度などによらなければならないということである。

もう一つ、適マーク制度を「消防機関に服従させるための道具」ととらえている向きもあるやに聞く。確かに適マークがないとタメージを受ける対象物にとつては、適マークが返還させられると大変であるから、消防機関の言うことを良く聞くようになるということとで、そのこと自体は結構ことだが、あまり乱用してはいけない。

適マークを欲しがらる、既に取得して

いる対象物は、全体の中では比較的防火安全性の高いグループに属するのであるから、その対象物の関係者が適マーク欲しさに言うことを聞くからといってさらに高い防火安全性を次々に要求したり、あまり細かいことまでいちいち指示したりするのは考えものである。その手間と労力があるのなら、適マークの交付がインセンティブにならない(防火安全性が比較的低い)対象物の査察・指導や違反是正に振り向けべきであろう。

おわりに

適マーク制度の変遷をこのように整理してみると、改めて、適マーク制度が消防にいかにか大きな武器を与えたかに気付く。しかし、適マークが持つ力は、結局国民の適マークに対する信頼から来ているのであり、その信頼を失うようなことになれば、せっかく得たこの大きな武器がなくなってしまう。その意味では飯取温泉の火災が提示した課題は、極めて大きい。阪神・淡路大震災のおかげで、一般の人の頭の中から若喜旅館の火災も適マークの不適切交付も消えてしまったが、消防関係者はこの問題をあやふやにすることなく、適マーク制度への国民の信頼に込められるように、改めて交付の実態を再点検して考える必要があると考える。